

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和元年10月24日（木） 11時30分～

場所：教育委員室

冒頭発言

- ・入学選抜手数料及び入学料の徴収誤りについて（冒頭発言）

発表項目

- ・県立盲学校、県立聾学校の100周年記念行事について（発表）

質疑事項

- ・発表項目について
- ・定例会の議題について（専決処分について）
- ・体罰公表基準の検討状況について
- ・夜間中学校のニーズ調査について
- ・校則の見直しについて

冒頭発言

県立高等学校の転入学、編入学、復校の入学選抜手数料、入学料の誤徴収については、受検者の皆さん、保護者の皆さんに大変ご迷惑をおかけし、県民の皆様の信頼を損ねてしまったことに対しまして、改めてお詫び申し上げます。

発表項目

それでは、私の方から盲学校と聾学校の100周年の取組について発表します。県立盲学校及び県立聾学校は創立100周年を迎えるため、それぞれの学校で、100周年を記念した行事を開催しますので紹介させていただきます。

まず、盲学校についてですが、県内唯一の視覚障がい者を対象とした特別支援学校です。（3）の備考にありますように、100周年記念事業として、「児童生徒の心に残る100周年に」、「近隣の小中学校等と共に活動する機会にしよう」という2つのコンセプトのもと、本年5月より、元パラリンピック・ゴールボール選手を招いての実技体験や、名古屋フィルハーモニー交響楽団によるワークショップや鑑賞会などを行ってきました。

そして、11月5日（火）から9日（土）までを、「100周年Week」として、名古屋ポストン美術館から閉館時に寄贈された絵画作品の触察図（しょくさつず）の展示を行います。ここに一つ用意しましたのでご覧ください。＜※提示＞ これは伊藤若冲（いとう じゃくちゅう）の「鸚鵡図（おうむず）」ですが、紙の表面が隆起しており、線と点で表現されています。さらに、三重県立博物館（Miemu）の移動展示「さわってみるミュージアム」も開催します。普段は触ることができない、クマやイノシシなどの動物のはく製の展示も予定しておりますので、ご覧いただくとともに、県民のみなさまに視覚障がいについ

での理解を広げていただく機会としたいと思います。100周年 Week の最終日、11月9日には文化祭も開催します。

次に、聾学校についてですが、県内唯一の聴覚障がい者を対象とした特別支援学校です。100周年記念事業として、11月9日と10日に文化祭を行います。

9日には、「変わる時代・変わらぬ笑顔～輝く笑顔とともに新しい時代へ～」のテーマのもと、手話パフォーマーの高木里華（たかぎ りか）さんによる手話とダンスを融合した手話パフォーマンスの公演があります。また、卒業生を交え、80周年の際に埋めたタイムカプセルの掘り起しや、100周年記念タイムカプセルの埋め込み式などを行います。タイムカプセルには、幼児児童生徒が学習活動の中で制作した絵や作文、集合写真等が入っています。100周年のタイムカプセルも同様のものを入れる予定としています。10日には、子どもたちが日々取り組んできた学習の成果について学部ごとにステージ発表を行います。ほかにも、子どもたちの作品展示やゲームコーナー、日頃の授業で制作した製品の販売なども行います。

両校のこれらの取組は、事前申し込み等の必要はなく、どなたでもご参加いただけますので、盲学校や聾学校の子どもの日頃の学習や活動の成果を、県民のみなさまにも、ぜひ、ご覧いただきたいと思います。

なお、100周年の記念式典を、盲学校は11月9日の9時30分から、聾学校では11月10日の9時30分から行います。記念式典は、関係者で執り行いますが、取材いただくことは可能ですので、その様子についても取材いただければと思います。

盲学校、聾学校の100周年の記念式典には私もまいります。

発表項目に関する質疑

○県立盲学校、県立聾学校の100周年記念行事について（発表）

（質）盲学校と聾学校でこれまでも創立の記念行事を行ったことはありますか。

（答 特別支援教育課）今回のように大々的に行うのは初めてです。

（答）学校内部の記念祭のようなものはこれまでもありましたが、両校ともに外部に向けてというのは初めてです。

（質）名古屋ボストン美術館からどういった経緯で触察図が寄贈されたのか。

（答 特別支援教育課）名古屋ボストン美術館が2018年に閉館しました。その際に、ボストン美術館が作成していた触察図を、東海3県の盲学校に寄贈いただいたものです。

（答）名古屋ボストン美術館は視覚に障がいがある方にも作品を楽しんでもらうために、展示の度にこのような作品を増やしてきたようなんです。それを、愛知県立名古屋盲学校、愛知県立岡崎盲学校、岐阜県立盲学校、三重県立盲学校に閉館のときに寄贈いただいたということです。

（質）名古屋ボストン美術館は何月に閉館したのか。また、触察図はいつ寄贈されたのか。

（答 特別支援教育課）閉館したのは2018年の10月です。寄贈いただいた年月は把握していないため、確認し、後ほど報告します。

（質）学校では、通常はどのように活用しているのか。

（答 特別支援教育課）子どもたちが鑑賞するなどして、使用しています。

（質）どなたでも参加できる行事はどこまでですか。

(答) 記念式典以外は全て参加できます。プログラムの内容については、各学校の教頭に連絡いただければ、より詳細な内容までお答えできると思います。

(質) 発表の中で、障がいの理解を広げる機会という言葉がありましたが、行事の開催の意義について改めてお願いします。

(答) 盲学校も聾学校も県内に一つしかない学校ですので、子どもたちが毎日一生懸命学んでいる内容をなかなか見ていただく機会がないと思います。このような機会に、どういった勉強をして、どう成長しているかということをお県の皆様にも実感してもらいたいと思います。

(質) 実感してもらおうことを通じて、どのようなことに繋げていきたいと考えますか。

(答) 特別支援学校は特別という言葉がありますが、特別ということではなく、みんなと一緒に交流しながら一緒に学ぶ子供たちであるということをもっと深めていただきたいと考えています

(質) この触察図はこれまでに公開したことはあるのですか。

(答) 初めて公開します。

(質) この若沖の触察図は、ボストン美術館が作ったのですか。

(答) そうです。触察図のうちの20点を三重県に寄贈いただきました。

(質) これが20点のうちの一つですか。

(答) そうです。記者の皆様にも、触察図がどういうものなのか実際にご理解いただくため、1点触察図を持ってきました。

その他の項目に関する質疑

○定例会の議題について(専決処分について)

(質) 定例会の報告題の専決処分の資料が添付されていないが、なぜか。

(答) 議会に提出する前のため、ここには添付していません。

(質) 内容は。

(答) 交通事故がありその賠償額について報告させていただきました。

○体罰公表基準の検討状況について

(質) 体罰公表基準の検討状況はどうなっていますか。

(答) 各都道府県の状況について調査するとともに、法曹界の方にも公表することについて、公表しないことについて相談し助言を求めているところです。なるべく早く基準を決めて報告させていただきたいということに、変わりはありません。

(質) 他県の状況はどういう状況ですか。

(答) 今の当県と同じで、地方公務員法上の懲戒処分のみ公表している都道府県が大部分です。

(質) 懲戒処分以外も公表している県はどれくらいありますか。

(答 教職員課) 数県あります。

(質) それはどういう範囲まで公表していますか。

(答 教職員課) 注意処分等についても公表している県があります。今後そのような事案があったら公表するという予定のところを含めて、数県ありました。

(答) 基準として決めている、公表していないところもありますので、もう少し詳しく調べたいと考えています。

(質) 公表基準では、注意処分も公表すると書いてあって、公表していないところがあるということですか。

(答) 事案がなかったのか、別の内規があるのか、きちんと調べきれていないということですか。

(質) いつまでに結論を出す予定ですか。

(答) これまで会見でも説明したとおり、遅くとも年内には公表したいと考えています。なるべく早くと考えています。

○夜間中学校のニーズ調査について

(質) 18日に夜間中学のニーズ調査の検討会議を開催されたが、今後どのようなスケジュールでやっていくのか。県教委として夜間中学の設置の有無についてどう考えているのか。

(答) 18日の会議は、ニーズがあるのかどうかを検討する検討会です。したがって、今の段階で、設置するかどうかについてはフラットな状況です。スケジュールについては…、担当課が今いないので、あとで担当課から報告させていただきます。

○校則の見直しについて

(質) 岐阜県で不適切な校則を見直すよう、県教育委員会が通知して、実際に9割くらいの学校で校則を見直すということがあったようなんですが、三重県ではどうですか。

(答) 校則については、一昨年のことですが、頭髪指導について照会をしました。頭髪について地毛の証明書の提出を求めている県立高校が21校ありまして、県教育委員会で時勢に合った指導を呼びかけたところ、3校が見直しを図ったということがあります。

(質) 頭髪指導以外の校則についてはどうですか。

(答 生徒指導課) 校則全般に関しては、生徒指導担当者が集まる場などで、時勢に合ったものに見直ししていくよう求めており、その際には生徒の意見も取り入れるなどして見直すよう助言をしています。

(質) 地毛の証明書を求めている、18校についてはどうしているんですか。

(答 生徒指導課) 地毛がもともと明るいかそういった事情を、保護者が押印し書面を提出して頂いているということです。

(質) 見直しを図った3校は、なぜ改訂したのですか。

(答 生徒指導課) 3校については、書面での提出をやめて、口頭で確認をしたりというように、方法を改めたということです。

(答) 証明書の提出を辞めて、保護者とか生徒から申出があったら面談を行う等、強制ではなく任意でというように、やり方を変えたということです。

(質) 昔ながらの校則をもっているというところはあると思うんですが、校則全般の調査を県教委で行うことについては考えていないのですか。

(答) 社会的な流れとか、生活上変わってきたところもありますので、積極的に見直す必要があると県教育委員会としては考えています。したがって、学校には実情にそって、積

極的に見直してくださいと伝えています。一方で、各学校の独自性がありますので、通知してとか、一堂に集めてこうするよというのではなく、実情に合わせて児童生徒と保護者の意見を十分に聞いたうえで、学校ごとに校則を見直していくことが重要だと考えています。

○夜間中学校のニーズ調査について

(答 小中学校教育課) 先ほどの夜間中学のニーズ調査の検討会議のスケジュールについて回答します。今月の18日に、夜間中学等のニーズ調査に関する検討会議を開催し、ニーズ調査の内容や期間等について協議いただきました。その際、事務局案として、ニーズ調査の期間を11月末から12月下旬までと提案しましたが、委員の皆様から「1か月では短いのではないか」とのご意見をいただき、これを受けて、現在、ニーズ調査の期間等について検討中です。

(以上) 11時58分 終了